

阿賀野市条例第23号

阿賀野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年阿賀野市条例第48号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための手当の特例)

4 職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下この項において同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。

(1) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者(以下この項において「患者等」という。)に接して行う作業又は患者等が使用した物件を処理する作業(次号に掲げる作業を除く。)に従事した日1日につき3,000円とする。

(2) 患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずる作業として市長が認める作業に従事した日1日につき4,000円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。